

池田市公共施設等再整備事業計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 本実施要領について

本実施要領は、別紙仕様書に基づき池田市公共施設等再整備事業計画策定支援業務委託に係る優先的交渉権者を選定するにあたり、業務の概要や公募によるプロポーザルの手続方法等について必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名称：池田市公共施設等再整備事業計画策定支援業務委託

(2) 業務内容：別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間：契約締結の日から令和6年3月29日まで

(4) 提案限度価格：金10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意する。

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和5・6年度池田市入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 1者での参加であること。複数者での参加は認めない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生または再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画または再生計画の認可決定の確定を受けていること。

(6) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。

(7) 過去5年以内に地方自治体が発注した同種・類似業務を履行（完了）した実績を有する者であること。

・同種業務：公共施設総量削減に係る中長期財政シミュレーション分析を実施した業務、地方自治体における中長期財政シミュレーション分析を実施した業務

・類似業務：公共施設再編（再配置）計画策定支援業務、公共施設等総合管理計画策定（改訂）支援業務、個別施設計画（長寿命化計画）策定（改訂）支援業務

*実績を証明できる契約書と仕様書を添付すること。

(8) 配置予定の管理技術者、照査技術者は過去5年以内に上記同種・類似業務実績を有すること。また、財務・経営的観点での公認会計士や、技術的観点での技術士（総

合技術監理部門：建設一都市及び地方計画、建設部門：都市及び地方計画)、一級建築士の有資格者を選任することが望ましい。

*本プロポーザル参加表明日時点で継続して3か月以上の直接的な雇用関係にある者とする事。

4. 実施スケジュール

内容	日付
募集開始	令和5年7月10日(月)
質疑書受付開始(メールで受付)	
質疑書提出期限	令和5年7月18日(火) 17時必着
質疑回答公表(市ホームページ)	令和5年7月21日(金) ※予定
参加申込及び提案書等提出期限	令和5年7月31日(月) 17時必着
審査(プレゼンテーション)	令和5年8月7日(月) ~ 令和5年8月10日(木) ※予定
審査結果通知	8月中旬頃 ※予定
契約手続き	8月下旬頃 ※予定

※日程につきましては、あくまでも予定であり、変更となる場合があります。

5. 業務に関する質疑受付及び回答

(1) 質疑書提出

本プロポーザルに関して質疑がある場合は、令和5年7月18日(火)まで(17時必着)の受付期間内に、所定の方法により質疑書(様式第6号)の提出があった際には、これを質疑として受け付ける。

(2) 質疑書の提出方法及び提出先

メールで、後述する【問い合わせ先及び提出先】へ提出すること。メールの宛先タイトルに【質疑書】池田市公共施設等再整備事業計画策定支援業務委託」と記載すること。

(3) 質疑書に対する回答

質疑に対する回答は、令和5年7月21日(金)(予定)に本市ホームページで公表する。

6. 参加申請書類・提案書提出の方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、本市ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年7月31日(月)まで(17時必着)

(2) 受付時間

8時45分から17時まで(土日祝除く)

(3) 提出方法

持参または郵送により、後述する【問い合わせ先及び提出先】へ提出すること。郵送の場合は簡易書留等、記録が残る方法で郵送すること。

(4) 提出書類

■参加申請書類（正本1部）

- ・ 参加表明書（様式第1号）
- ・ 会社概要書（様式第2号）
*会社の概要が分かるパンフレットがあれば添付すること。
- ・ 業務実績書（様式第3号）
*実績の契約書と仕様書を添付すること。
- ・ 業務実施体制表（様式第4号）
- ・ 技術者の業務経歴（様式第5号）
*実績の契約書と仕様書、資格証明書を添付すること。
*管理技術者と照査技術者の保険証等（記号、番号は墨塗可）3カ月以上雇用関係を証明できるものも添付すること。

■提案書（正本1部、副本10部）

- ・ 提案書鏡（様式第7号）
- ・ 提案書（様式任意（A3判片面横型））
- ・ 見積書（様式任意）

7. 提案書について

提出書類として正本1部、副本10部を提出すること。提案書鏡は様式第7号を使用し、提案書は次に示す4つのテーマについて任意様式（A3判片面横型）で3枚以内に記載すること。

見積書は任意様式で、各業務内容に沿って見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた金額）の内訳を明記すること。

テーマ1. 業務実施方針について

テーマ2. 業務実施手順、業務実施工程、業務進捗管理方法について

テーマ3. 公共施設の将来更新費用を踏まえた中長期財政シミュレーション手法について

テーマ4. 中長期財政シミュレーション結果を踏まえた公共施設総量削減検討手法について

8. 辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日までに電話連絡の上、辞退届（様式第8号）を後述する【問い合わせ先及び提出先】へ持参または郵送により、遅滞なく提出すること。また、プレゼンテーション実施後の辞退は認めない。

9. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

選定委員会において、提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションの審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た参加者を優先交渉権者とする。ただし、最高得点を得た参加者の得点が、選定委員会で定める基準点に満たない場合は採択しない。

(2) プレゼンテーション実施予定日時及び会場等

詳細については、参加者にメールにて通知する。

(3) プレゼンテーションの実施方法等

プレゼンテーションの出席者は4名以内とし、本業務の管理技術者または照査技術者が説明を行うこと。プレゼンテーションは、提出された提案書を用いて行うこととし、追加資料は受理しない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター・スクリーンは本市が用意し、操作作用のパソコン等は持ち込み可能とする。なお、プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

- ・ 時間配分

プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内とする。

- ・ 評価項目及び配点

別表のとおりとする。

- ・ 選定結果は、全参加者に対し書面にて選定結果を通知するとともに、本市ホームページでも公表する。

- ・ 選定結果に関する問合せ、異議申立て等は一切できないものとする。

10. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 上記3. の参加資格の要件を欠いた場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 提案に当たり著しい信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合。

(6) 見積額が提案限度価格を超えた場合。

(7) その他受託候補者として不適格と審査において認めた場合。

11. 契約の締結

契約内容及び仕様等については、採択された提案を基に、本市と詳細を協議するものとする。なお、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

1 2. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに関して参加者が必要とした費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に対し請求することはできない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類を参加者に無断で本プロポーザルの選定以外の目的に使用しない。
- (6) 選定を行う作業に必要な範囲において提出書類の複製を作成することがある。
- (7) 本市は、本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合、池田市情報公開条例（平成 16 年池田市条例第 1 号）の規定に基づき提出書類を公開する場合がある。

【問い合わせ先及び提出先】

池田市総合政策部公共建築課

〒563-0025 大阪府池田市城南 1-1-1

電 話： 072-754-6276（直通）

メール： k-kenchiku@city.ikedata.osaka.jp

別表 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点
会社業務実績	過去5年以内に本業務と同種・類似業務について十分な実績があるか。 ・同種業務：①公共施設総量削減に係る中長期財政シミュレーション分析を実施した業務 ②地方自治体における中長期財政シミュレーション分析を実施した業務	5
管理技術者及び照査技術者の実務実績	・類似業務：③公共施設再編（再配置）計画策定支援業務 ④公共施設等総合管理計画策定（改訂）支援業務 ⑤個別施設計画（長寿命化計画）策定（改訂）支援業務	10
業務実施体制	管理技術者、照査技術者、担当技術者は本業務に活かすことのできる資格を有する体制となっているか。 ①公認会計士 ②技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画、建設部門：都市及び地方計画） ③一級建築士	10
テーマ1	業務の趣旨・目的に合う具体的な実施方針となっているか。	10
テーマ2	工期内に望ましい成果を上げることができる実現可能な業務実施手順、実施工程、進捗管理となっているか。	10
テーマ3	・業務の趣旨、目的に叶った具体的な提案であるか。 ・業務の特性を理解し課題解決となる提案となっているか。	20
テーマ4	・独自性を持った提案であるか。 ・効率的、効果的で実現可能な提案であるか。	20
プレゼンテーション	・理解しやすい資料構成になっているか。 ・配置予定技術者の説明は簡潔明瞭で理解しやすく、質問に対する受け答えは適切であり、必要な能力を保有すると認められるか。	10
見積額	提案に対して妥当な見積額となっているか。	5
評価点の合計	—	100